

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和6年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う。
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号及び別表第二 第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項) 【照会】 番号法第19条第8号及び別表第二 第二欄(事務)が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(57の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月27日	I 関連情報 5 ②所属長	廣井 崇史	那須 肇	事後	人事異動に伴う変更
平成29年6月2日	I 関連情報 5 ②所属長	那須 肇	中村 誠	事後	人事異動に伴う変更
平成29年6月2日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成26年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月2日	II しきい値判断項目 1 取扱者数	平成26年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月7日	I 関連情報 5 ②所属長	中村 誠	那須 肇	事後	人事異動に伴う変更
令和1年7月1日	5.評価実施期間における担当部署	那須 肇	市民課長	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	平成30年7月7日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成30年7月7日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の37の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の37の項	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 57号	【提供】 番号法第19条第8号及び別表第二 第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項) 【照会】 番号法第19条第8号及び別表第二 第二欄(事務)が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(57の項)	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 5 ①部署	市民環境部市民課	市民部市民課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部市民課 0739-26-9925	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部市民課 0739-26-9925	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	